

氏名 _____

令和2年7月28日実施 近畿運輸局（特定指定地域：大阪市域・北摂地域）

法令試験問題

解答用紙

問1

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	

問2

イ		ロ		ハ		ニ		ホ	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

令和2年7月28日 近畿運輸局法令試験問題

(特定指定地域：大阪地域・北摂地域)

問1. 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答用紙に記入しなさい。

1. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいいます。
2. 個人タクシー事業は、道路運送法の「一般乗用旅客自動車運送事業」に該当します。
3. 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、少なくとも運賃及び料金の収受について、明確に定めなければなりません。
4. 道路運送法の規定により運賃及び料金の割り戻しは禁止されているが、事業主でもある個人タクシー事業者の場合は適用除外となっています。
5. 旅行鞆等を携行する旅客から運送の申込みがあったときには、タクシーに当該旅行鞆等を積載するとその積載の方法が道路交通法違反となる場合であっても、運送の引受けを拒絶することはできません。
6. 事業者は、運送の申込みを受けた順序により、旅客の運送をしなければなりません。が、急病人を運送する場合その他正当な事由がある場合はこの限りではありません。
7. 営業区域内にある自宅を主たる事務所及び営業所としていた個人タクシー事業者が、営業区域内の他の場所に転居した場合、事業計画変更の手続きが必要です。
8. 事業用自動車の車庫を営業所から1.5km以内の場所に賃貸で確保していた個人タクシー事業者が、自己所有の自宅を主たる事務所及び営業所としている場合、当該自己所有地内に車庫の位置を変更するときは、事業計画変更の手続きが必要です。
9. 営業区域外から乗車した旅客の着地が営業区域外である場合、事業者の営業区域を通過していても道路運送法違反になります。
10. 個人タクシー事業者は、使用している事業用自動車が故障等により使用できなくなった場合、一時的に自家用自動車を使用して、事業を行うことができます。

11. 道路運送法第5条第1項第3号の営業区域は、輸送の安全、事業者の利便等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位としています。
12. 運送約款には、運賃及び料金の收受の方法についても、定めなければなりません。
13. 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客の利便を図ることを目的の一つとしています。
14. 旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ迅速に運輸を遂行するように努めなければなりません。
15. タクシー事業者は、運賃又は料金を收受した場合、旅客の請求があったときは、收受した運賃又は料金の額を記載した領収証を発行しなければなりません。
16. 身体障害者補助犬及びこれと同等の能力を有すると認められる犬並びに愛玩用の小動物をタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することはできません。
17. 付添人を伴わない重病者であっても、運送の引受けを拒絶することはできません。
18. 営業区域内において運送の申し込みがあった際、旅客から指示された目的地までの経路がわからない場合には、旅客にその旨を説明し、当該運送の引受けを拒絶してもよいことが道路運送法に規定されています。
19. タクシー事業者は、旅客を運送中に事故により運行を中断したときは、当該旅客を出発地まで送還するなどの適切な処置により旅客を保護しなければなりません。
20. 乗務記録の保存期間は1年間となっています。
21. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合、一定の事項を記録し、当該記録を事業用自動車に保存しておかなければなりません。
22. タクシー車両に備え付ける地図は、旅客自動車運送事業運輸規則において、少なくとも営業区域内の一定の事項その他地方運輸局長が指定する事項が明示された地図で、地方運輸局長の指定する規格に適合するものと定められています。
23. タクシー事業者は、原則として、タクシー車両に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなくても、当該タクシー車両を旅客の運送の用に供することができます。
24. タクシー運転者が「回送板」を掲出しなければならない場合は、食事若しくは休憩のため運送の引受けをすることができない場合だけです。

25. 一般旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、100日以内に「事業報告書」を行政庁に提出する義務がありますが、個人タクシー事業者は提出する義務はありません。
26. 個人タクシー事業者の「輸送実績報告書」は、前年4月1日から本年3月31日の1年間の実働日数、走行キロ、運送回数等を報告するものです。
27. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、運賃及び料金の収受に関し、旅客の下車の際にその支払いを求めることが規定されています。
28. 個人タクシー事業者が、許可等を受けた日又は前回の期限更新の決定がなされた日から当該申請書提出時の期限更新の決定がなされる日までの間に、旅客自動車運送事業等報告規則に基づく輸送実績報告書を提出していない場合、個人タクシー事業の更新後の許可期限は1年後とされます。
29. 平成14年2月1日以降に個人タクシー事業の許可又は譲渡譲受若しくは相続の認可を受けた事業者が許可期限を更新した場合、その許可期限日は、事業者の満75歳の誕生日以降の日となることはありません。
30. 時間制運賃による契約の場合は、タクシーメーター器にカバーをし、前面に「貸切」の表示をするものとします。
31. 道路運送車両法は、自動車の所有権の公証を目的の一つとしています。
32. 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について定期点検整備をしたときは、遅滞なく、一定の事項を記載しなければなりません。
33. タクシー車両の点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から1年間と定められています。
34. 個人タクシー事業者が業務中、旅客を乗車させていない時に自車が転覆した場合には、自動車事故報告規則の規定に基づく報告書の提出を行わなくてもかまいません。
35. 自動車事故報告規則の規定では、事業者は、自動車が転覆・転落し死者又は重傷者を生じる事故を引き起こした場合には、30日以内に自動車事故報告書を提出するほか、電話等の適当な方法によって48時間以内にその事故の概要を営業所の位置を管轄する運輸支局長に速報しなければならないこととなっています。
36. タクシー業務適正化特別措置法の目的には、輸送の安全及び利用者の利便の確保に資することが含まれています。

37. タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく特定指定地域内の個人タクシー事業者が、適正化事業実施機関（大阪タクシーセンター）に納付する負担金は、タクシーの運転者の業務の取扱いの適正化を図るための研修及びタクシー乗場その他タクシー事業者の利用者のための共同施設の設置及び運営等適正化事業の実施に係る費用に充てられます。
38. タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づくタクシー乗車禁止地区で、指定されたタクシー乗場以外で旅客を乗車させることができないのは、指定された時間においてのみです。
39. タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の一般乗用旅客自動車運送事業者は、同法又は同法に基づく命令若しくは処分違反したときであっても、輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止又は許可を取り消されることはありません。
40. 個人タクシー事業者は、交付を受けている事業者乗務証の記載事項に変更があったとしても、直ちにその訂正を受ける必要はありません。

問2. 次の法令の（ ）にあてはまる言葉を下の語群の中から選び、その番号を解答用紙に記入しなさい。

「道路運送法第1条」

この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の（イ）の多様化及び高度化に的確に対応した（ロ）の円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の（ハ）を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその（ニ）の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて（ホ）を増進することを目的とする。

1 利便	2 サービス	3 供給	4 行動
5 安全	6 事業の発展	7 利用	8 運転
9 需要	10 公共の福祉		

令和2年7月28日実施 近畿運輸局
 特定指定地域法令試験問題模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

問1

1	○ 運2	2	○ 運3	3	× 運施4	4	× 運10	5	× 運13
6	○ 運14	7	○ 運15他	8	○ 運15他	9	○ 運20	10	× 運78
11	× 運施5	12	○ 運施12	13	○ 輸1	14	○ 輸2	15	○ 輸10
16	○ 輸13+52	17	× 輸13	18	× 運13	19	○ 輸18	20	○ 輸25
21	× 輸26-2	22	○ 輸29	23	× 輸43	24	× 輸50	25	× 報告2
26	○ 報告2	27	○ 約款6	28	○ 期限更新	29	○ 期限更新	30	○ 運賃制度
31	○ 車1	32	○ 車49	33	○ 点検4	34	× 事故2+3	35	× 事故2+3+4
36	○ 特1	37	○ 特34	38	○ 特43	39	× 特52	40	× 特施31

問2

イ	9	ロ	2	ハ	5	ニ	1	ホ	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

- 問1の21は、既出設問の「個人タクシー事業者」が「旅客自動車運送事業者」に変わっています。
- 問1の3は運送法5条からの出題扱いのようですが、ここでは全個協解釈に従っています。